

## 第2回福岡県観光振興財源検討会議 議事概要

### 1 開催日時、場所

- (1) 日 時 平成30年8月29日(水曜日) 13:30から15:30まで
- (2) 場 所 福岡県中小企業振興センター 5階 501会議室

### 2 議題

- (1) 第1回検討会議でいただいた意見等について
- (2) 福岡県の観光振興に必要な施策について
- (3) 観光振興財源確保策の比較検討について
- (4) その他

### 3 会議の概要等

#### (0) 冒頭

##### 1) 委員長挨拶

(神野委員長)

委員長の神野でございます。

本日は2回目の検討会となります。議事次第にもありますが、議題1では、「第1回検討会議でいただいた意見等」とあります。第1回検討会議では、まず「知る段階」ということで、事務局資料と、委員の皆様からの意見により、福岡県を取り巻く観光の状況について、認識を共有したところです。その際、委員の皆様からいただいた宿題に基づく追加資料もありますので、その資料に基づき、さらに検討できればと考えております。

議題2は、「福岡県の観光振興に必要な施策」です。今回は、先ほど申した「知る段階」「認識を共有する段階」から徐々に「考えていく段階」に進めていきたいと思っております。

議題3は「観光振興の財源確保策の比較検討」です。事務局資料を基に、財源確保策の比較検討を進めたいと思っております。

重ねてになりますが、今回も基本的には、状況を互いに共有する「知る段階」となりますが、次の「考える段階」に徐々にシフトしていく移行段階と位置付けていきたいと思っております。

委員の皆様には、今回も忌憚のないご意見をいただきますようお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

##### 2) 出席者紹介

(司会)

委員長、ありがとうございました。

次に、委員の欠席、代理出席についてご紹介いたします。

西南学院大学法学部 教授 勢一 智子 副委員長、  
九州産業大学地域共創学部 学部長 千 相哲 委員、  
一般社団法人 日本旅行業協会九州支部 支部長 瀬口 龍也 委員におかれましては、所用のためご欠席となっております。

また、福岡商工会議所会頭 藤永 憲一 委員の代理として、同会議所専務理事

境 正義 様にご出席いただいております。

それでは、これ以降の進行は、神野委員長にお願いいたします。

### (1) 議題1 第1回検討会議でいただいた意見等について

(神野委員長)

それでは、議事に入りたいと思います。

議題1「第2回検討会議でいただいた意見等」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 神代)

福岡県観光局観光政策課の神代です。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

まず、資料1をお願いします。7月13日に開催した第1回検討会議意見をまとめております。

1の「福岡県観光の現状と課題について」は、一部追加資料を求められておりますので、後程資料2及び3で説明いたします。

2の「観光振興に向けた施策の方向性について」は、大きな観点から、以下のご意見をいただきました。

- ・ 福岡県観光のライバルとなる三大都市圏やアジア圏と競うという視点で施策を考えるべき
- ・ 国内客の旅行拡大に向けた施策を検討するべき
- ・ 観光の持続性という観点での施策を検討するべき
- ・ 観光統計の整備を図るべき
- ・ DMO支援や観光産業の人材確保の取組みを支援すべき
- ・ キャッシュレス・Wifiなど受入環境整備を促進すべき
- ・ ナイトタイムエコノミーや健康といった視点での観光を検討すべき

こうした意見等を踏まえ、資料4に観光振興に必要な施策としてまとめております。

次に、資料2をお願いします。追加資料ということで、九州全体の観光における福岡県の役割、現状についてです。

1ページをお願いします。九州内における福岡の空の窓口としての位置づけを、九州内の主要な空港の路線数・便数で表しています。本年8月現在の就航状況ですが、福岡空港は国内線が28路線、1日の発着数376便。国際線が19路線、1週間の発着数748便。いずれも他の空港を大きく上回り、国内線便数では九州内の42%、国際線では79%を占めており、九州におけるゲートウェイ機能を担っていると考えております。

2ページをお願いします。福岡空港の路線図です。国際線については、東アジアに

路線が偏っており、欧米豪はヘルシンキが1便ございますが、未就航が多い状況です。国内線は、福岡 - 羽田空港の便数が108ということで、およそ1/3を占めております。

3ページをお願いします。九州内の周遊促進のため、JR九州レールパス、SUNQパス、Kyushu Expressway パスといった周遊チケットが販売されており、その実績でございます。いずれも、周遊には便利なチケットということで、実績を伸ばしております。

4ページをお願いします。福岡県と九州全体の入国外国人の推移です。2017年を見ますと、福岡県はクルーズ船客を含め319万人で、九州全体の64%。クルーズ船客を除きますと250万人で、77%を占めています。なお、2016年から2017年にかけてのクルーズ船客では、九州は伸びていますが、福岡は10万人程減っております。これは、ファーストポートと言いまして、入国外国人のカウントは最初に入った港で行われますが、最近、クルーズ船のコースとして、九州内では八代を經由して福岡に寄港する便などが増えております。このことにより、福岡県はセカンドポートとなりカウントされないため、人数的に減っているということです。

次の地図のページをお願いします。訪日外国人の流動状況として、国交省がまとめたデータに基づき作成したものです。本県から他都道府県に移動した外国人は約142万人で、そのうち112万人が九州各県への移動となっております。最も多い訪問先は大分県で、特に韓国人の移動が72%と多くを占めています。

次ページの地図は、先ほどとは逆に九州各県から福岡県へ移動した外国人の状況をまとめたものです。

次に、資料3の2ページをお願いします。こちら、先ほどと同じく国交省のデータに基づき、RESAS（地域経済分析システム）で公表されてる資料により、本県を訪問した外国人がどの空港で入出国したのかをまとめていますが、本県を訪れる外国人のおよそ9割は、福岡空港で入出国をしているという状況です。

3ページをお願いします。国内の主要な空港で入出国した外国人の訪問先です。ページ左の表が、成田空港で入出国を行った外国人の訪問先ですが、東京、神奈川、京都、大阪、静岡などいわゆるゴールドルートが並ぶほか、北海道25万人、広島県20万人となっておりますが、本県は5万人に留まっております。右の表は羽田空港で入出国を行った外国人の訪問先です。こちらゴールドルートが中心ですが、ほかに北海道16万人、長野県8万人、広島県7万人などが続きます。一方で、本県は3万人に留まっており、海外への多様な路線を持つ空港から、福岡県への誘客が十分ではない状況にあることが考えられます。

4ページ、5ページは、九州観光推進機構がスマートフォンのビッグデータを活用して推計したデータを参考添付しております。

説明は以上です。

(神野委員長)

ありがとうございました。前回の議論のまとめということですが、追加資料も提出いただきました。人の動きについて、かなりわかりやすくまとめていただいたかと思えます。

この議題について、ご意見やご質問などあればお願いします。(委員)

資料2の入国外国人の推移のところで、インバウンドが非常に順調に伸びていることを示してもらいました。資料のとおり、2017年までは順調に伸びてきましたが、18年は状況が変わってきていますので、認識しておくことが必要だと思います。

まず、クルーズ船がファーストポートの話だけでなく、絶対数が減ってきています。また、FITによるインバウンドも伸び率が相当減っています。日本全体の7月の実績が数日前に発表されましたが、昨年同月比で+5%しか伸びていません。

また、17年について言うと、韓国人の訪問がかなり減っています。九州は韓国人のウェイトが高いので、全体として、日本全体の伸び率をここ数年上回っていましたが、17年は日本全体の伸び率を下回りました。

何か変調が起こっているという認識を持つ必要があると思います。

(神野委員長)

外国人観光客の伸びに変調、という話でしたが、事務局から何かコメントはありますか。

(事務局 高原)

まず、クルーズ船についてです。

考えられる要因は2点あり、1点目は、中国発のクルーズ船の行程について、数年前までは、韓国と中国の国際関係の問題に伴い、韓国に寄港せず、九州内の港を2ヶ所巡って上海に戻るという行程が多くなっていました。それが最近、韓国・中国間の関係改善により、九州と釜山を1ヶ所ずつ巡るような行程に変わってくるのではないかという見方が強くなっており、その傾向が現れ始めたということだと考えております。

2点目は、これまで中国からのクルーズ船客は、“爆買い”に見られますように、九州を訪れ買い物を楽しむという傾向が強く、中国企業も、買い物の売上を見込んで利益を得るというビジネスモデルで動いておりました。ところが、クルーズ船客の買い物需要が徐々に下がってきたことに加え、過当競争によりクルーズ船旅行の価格が下落したことにより、ビジネスが成立しにくい状況が生まれており、結果として、先ほど申した九州・釜山1ヶ所ずつという行程から、違う路線に移行する傾向が出始めているという認識です。クルーズ船客の数が直ちに急落するかについてはまだ把握できておりませんが、これまでのように右肩上がりではないだろうと考えております。

次に、FITについてです。こちらも、これまで順調に推移してきており、まだ九州・福岡において実績がマイナスになったということは無いかと思えます。一方で、観光事業者の方々に話を聞くと、災害や、この暑さの影響等により、人の動きが少々悪いという話は耳にします。こちらは、9月以降の推移を注視する必要があるかと思っております。

(神野委員長)

クルーズ船の説明で、九州・釜山の行程から変わったという話がありましたが、具体的にはどこに行くのでしょうか。

(事務局 高原)

聞いたところでは、北米や東南アジア方面という情報がございます。

(神野委員長)

わかりました。他に意見はよろしいでしょうか。今後も、状況の変化や九州の事情など、新たなデータも出てくるかと思えます。その段階で、引き続き、事務局から情報提供いただければと思います。

以上で、議題1に関する議論を終了します。

## **(2) 議題2 福岡県の観光振興に必要な施策について**

### **1) 事務局説明**

(神野委員長)

引き続き、議題の2に移ります。「福岡県の観光振興に必要な施策」について、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局 神代)

資料4をお願いします。本県の施策検討に当たり、まず、他自治体の先進的な施策を調査し、資料の2~9ページにまとめております。その上で、参考資料として、現在の本県施策を示しておりますが、他自治体の施策と本県施策を比較し、他自治体と競い合うという観点から、今後取り組むべき施策を10~14ページにまとめています。

2ページをお願いします。他自治体の事例のうち、観光資源の魅力向上に関するものです。

- ・ 北海道のスポーツを活用した観光振興、観光資源開発
  - ・ 和歌山県、岡山県のサイクルツーリズムの取組み
  - ・ 東京都、大阪府のナイトタイムエコノミーの取組み
- などが実施されています。

3 ページをお願いします。広域的に観光のまちづくりに取り組む観点から、資源開発・受入環境整備を一体的に推進している事例です。市町村の域を超えて、また、市町村内でも面での整備を進めようとしている事例です。

4 ページをお願いします。受入れ環境の充実に関する施策事例です。観光案内の充実に向けて、東京都、大阪府などで

- ・ 観光情報センターの運営、観光案内所の整備支援
- ・ 共通ルールに基づく観光標識の整備支援

などが実施されています。

5 ページをお願いします。市町村や民間が行う多言語化、キャッシュレス端末導入、Wi-Fi 環境整備、公衆トイレ整備等の事業に対し、多くの自治体が支援施策を実施しています。

6 ページをお願いします。移動しやすい交通基盤整備のため、公共交通機関などの移動手段をスマートフォンで検索できる仕組みづくり、また、安全・安心対策として、災害時に観光客が必要な情報を取得できる環境整備、宿泊施設等のバリアフリー化支援、観光地のバリアフリー情報の提供などが実施されています。

7 ページをお願いします。地域住民の住みよい環境づくりに関する取り組みです。

- ・ 千葉県、東京都の地域住民のおもてなしの心の機運醸成を図る事業
- ・ 長崎県の地域が主体的、一体的に観光まちづくりに取り組む事業への支援、
- ・ 東京都、京都市の民泊対策事業

などが実施されています。

8 ページをお願いします。効果的な情報発信に関する事業です。

- ・ 兵庫県のエクスペディア社との連携した取り組み
- ・ 富山県のトリップアドバイザーとの連携した取り組み

など、海外有名サイトを活用したプロモーションが実施されています。

また、MICE 誘致促進として、北海道や沖縄県が、コンベンション主催者の招聘事業による誘致促進や、受入環境整備などに取り組んでいます。

9 ページをお願いします。観光振興の体制強化です。

- ・ ビッグデータを活用した統計分析
- ・ 人材確保・生産性向上のための専門家による指導、研修会開催、生産性向上

のための設備導入支援

などが実施されています。

これら他自治体の施策と、本県施策を比較し、本県が今後取り組むことが期待される施策の考え方ということで、10 ページに整理しています。

1 点目が、観光地としての魅力を向上させるとともに、地域住民の生活にも配慮した観光地作りを進めるため、資源の魅力向上と受入れ環境の充実を一体的に取り組む、観光地作りの総合的な対策。

2 点目が、外国人だけではなく、高齢者や障がいのある方も、安全・安心に満足度の高い旅行ができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを見据えた施策。

3 点目が、観光関連産業の生産性向上、人材確保に向けた施策支援。

4 点目の観光案内施設の機能強化、観光案内サインの整備や、5 点目の多言語化・Wi-Fi 整備・キャッシュレス対応の支援強化については、既に対応した取組みがありますが、より強化する必要があると考えております。

6 点目が、観光地周辺の公衆トイレや駐車場の整備です。

こうした点を踏まえて、11 ページ以降に、本県の観光振興に必要と考える施策を示しております。施策の事業主体や事業スキームについては、実際にこの事業をやるとなった場合、個々の検討が必要となりますが、今回の資料では、参考ということで、他自治体の事業主体や内容を記載しました。

11 ページをお願いします。観光資源の魅力向上についてです。

- ・ 本県の強みである食の魅力を活用した観光資源開発やプロモーション
- ・ スポーツ観戦、今後予定されている大規模国際大会などスポーツの魅力を活用した観光資源開発やプロモーション
- ・ インバウンド客の滞在と消費を促すためのナイトライフ観光の創出
- ・ 面的・広域的な観光まちづくりに対する支援

の4本の取組み案を示しております。

12～13 ページをお願いします。受入環境の充実についてです。

- ・ 観光案内の充実として、観光客との最初の接点である空港や主要駅の観光案内所の機能強化
- ・ 多言語対応等の充実として、多言語メニュー作成、多言語端末導入など、事業者向けの多言語対応の支援や、キャッシュレス対応、トイレの整備、Wi-Fi 環境整備等への支援
- ・ 二次交通の利便性向上として、二次交通の情報の集約・発信
- ・ 安全・安心対策として、災害時の外国人観光客への情報提供やサポート体制づくり、宿泊施設等のバリアフリー化支援
- ・ 地域住民の住みよい環境づくりとして、外国人観光客向けに日本のルールやマナーを知らせる取り組みや、民泊対策事業

などの取組み案を示しております。

14 ページをお願いします。効果的な情報発信として、外国人が頻繁に利用する観光関連サイトとの連携した施策が必要だと考えております。

同じく 14 ページ、最後に観光振興の体制強化についてです。

- ・ 観光の取組みのベースとなる観光統計について、ビッグデータなど、有用なデータを活用した整備
- ・ 観光関連産業に携わる事業者の生産性向上
- ・ 人材確保に向けたセミナー・研修会の開催
- ・ 経営改善に向けた専門的指導や必要となる設備導入に関する支援
- ・ DMO など地域で観光に携わる組織強化として、地域の観光組織体制構築
- ・ マーケティングに基づくモデル事業の実施、効果検証の一体的取組



などの取組み案を示しております。  
説明は以上です。よろしく申し上げます。

## 2) 質疑

(神野委員長)

ありがとうございました。他自治体で実施している施策を示していただいた上で、福岡県の観光振興に必要な施策について説明していただきました。

今の説明をたたき台と言いましょうか、念頭に置いた上で、自由に議論ができればと思いますが、意見などがあれば申し上げます。

(委員)

少し抽象的な話になりますが、政策として、パブリックな主体、自治体が財やサービスを提供する場合、当然それはプライベートな主体である民間企業や、市場からは供給されないもの提供するということが重要な前提になるかと思えます。

さらに、この福岡県の委員会で考えなければいけないことは、そのパブリックな主体の中で、なぜ福岡県がその施策をやるのかという点の整理だと思っています。

この点について、私自身の直感的な意見としては、まず、県は広域自治体であるので、複数の主体を繋ぐコーディネーター的な役割を期待されているという点があるかと思えます。

次に、福岡県や九州のブランドをどのように高めるかという点も、県には期待されていると思えます。この点については、県内あるいは九州でもいいかと思えますが、具体の観光資源と最も密接に関わっている団体、つまり市町村や民間の観光団体になるかと思えますが、彼らがどのような施策、取組みを行っているかを把握した上で、コーディネーターあるいはプラットフォーム的な役割として、県に何が出来るかを考えていければいいかと思えます。

他自治体の事例を見ると、「観光資源の魅力向上」と一言で言いましても、地域内の観光資源を、どのようにバランスよく、一つのブランドとして情報発信するかという点に力を入れている自治体も多いように感じます。

また、観光客を受け入れた後、どのように誘導していくか、例えば観光ガイドサービスをどのように提供していくかという部分で力を入れている自治体も多いと感じました。

こうした点などについて、県内市町村の状況も含め、福岡県がどういった状況なのか、検討会議の中で資料として示していただければと思います。

(神野委員長)

県内市町村の取組みについても、どういう取組みが行われているかを報告してほしいということですね。

(委員)

そうです。

(神野委員長)

今の意見について、事務局から何か発言はございますか。

(事務局 神代)

委員の意見は、地域内の様々な観光の取り組みをバランスよく取りまとめて、コーディネートしていくことが県の役目であるだろうと、そこを考える上で、まず各市町村にどういった観光資源が存在し、市町村がどのような取り組みをしているのかをしっかりと把握し、県の役目は何かということを示すべきだということだと思います。

市町村の施策については、一部聞いているものもありますが、まだ十分に把握できてはおりません。ただいまのご意見を踏まえまして、市町村が観光振興に向けてどういった取り組みをしているのか、また今後、県に対してどういった取り組みを期待しているのか、そういったことについて、県内には 60 市町村ありますので、手法は検討させていただきますが、意見を取りまとめて、ご報告させていただきたいと思えます。

(委員)

市町村の事例という話が出ましたので、私が普段仕事をしている北九州市の事例を紹介いたします。

北九州は観光の取り組みももちろん進めています。旧来から、「鉄の街」として栄えてまいりました。近年、鉄鋼業の国内生産が増えていないことと、新日鐵についても、国内の生産拠点多すぎるといった状況があり、北九州の鉄鋼業についても、一部の特殊なものを除いてやや縮小傾向です。こういった状況もあり、製鉄所の一部のスペースには、余っている所もあります。

こうした余剰スペースの有効活用と、少子化対策として流動人口を増やそうということで、新日鐵の空き地に「スペースワールド」というテーマパークを作りました。これは残念ながらあまり上手くいわずに閉園してしまい、現在は新たな活用に向けた計画を策定しているところです。

他には、商工会議所の取組みとして、「産業観光」を進めています。新日鐵の溶鋳炉での製鉄工程を見せるのが最も人気が出るだろうということで、新日鐵に交渉しましたが、安全性の問題もあり、ごく一部の条件で見せるということになっております。

幸いにも、八幡製鉄所が世界遺産になりましたので、これを何とか利用したいと考えていますが、世界遺産に登録された要因の一つに現在稼働中の設備であるということがありますので、安全性の面では他の溶鋳炉ほどの心配はありませんが、見学に一定の制限があるということになっています。

さらに、私は安川電機出身ですが、安川電機のものづくりの現場を見せられないかという取組みも実施しております。安川電機はロボットの分野で世界でもトップグル

ープにありますので、そうした企業がロボットによりロボットを作るという工程を、やや企業秘密という部分も敢えてオープンにして、写真撮影禁止という条件で、見学できるようにしています。

また、「ロボット村」と言いまして、ロボットについて学べる施設や、子どもが見て面白いロボットということで、ロボットでゲームをしたり、ロボットとルービックキューブのスピード競争をしたり出来る施設を建てております。

企業の取組みとして、他に TOTO の取組みもあります。TOTO も元々ショールームを所有しておりましたが、より人を呼べるショールームをということで、2015 年に「TOTO ミュージアム」をオープンしております。

安川電機のロボット村は、オープンから 3 年で、6 万人の集客を見込んでおりましたが、見込みを上回る 10 万人が訪れています。また、TOTO ミュージアムには、同じく 3 年で 20 数万人が訪れています。

こうした様々な取組みの発想の発端は「北九州に人を呼ぶ」ということで、そういう意味で「観光」だと思っておりますが、残念ながらまだ、インバウンド拡大に直結するという成果までは出ておりませんので、今後どうするかということが課題として残ってはいます。ただ、外国の要人を受け入れたりもしていますので、何とかインバウンドに繋がりたいと考えています。

産業観光として、今紹介した施設を何件か周り、併せて北九州名物の食べ物や、海から見る夜景などをセットにして、ツアーとして提供しています。市町村の事例として、参考までに紹介しました。

(神野委員長)

ありがとうございます。北九州はまさに象徴的な例ですが、九州は昔から、重化学工業で発展した歴史があります。これが産業構造の大きな変化に伴って、企業自身、ソフトな産業の方に移りつつある中で、これまでの発展の歴史というものがむしろ、観光など、対人サービス産業と深く結びつくような形で発展する部分もあるということで、こうした取組みが活発にあるということでの事例の紹介でした。

(委員)

地元の企業がそういう気持ちでやっているという事例です。

(委員)

事務局説明で、福岡県の観光振興に必要な施策として提案された部分について、こういった視点もいれてはどうかという観点で意見を述べます。

前回の検討会議で、福岡県の課題として、観光客一人当たりの宿泊日数が全国平均と比べて短く、消費単価も低いということがあったかと思えます。そして、その理由として、クルーズ船の比重が大きいこと、韓国のお客さんが多いことなどが事務局から示されたかと思えます。

今後、観光振興を進めていく上で、一人当たりの消費を高めて、観光消費額を向上

させて、地元を潤すということを考えなければならないと思いますが、そうした時に、先ほどから話も出ておりますが、FIT あるいはアジアの富裕層、それから欧米豪の観光客の比率を高めていかなければならないという課題があったかと思えます。

そのための鍵の一つは、「観光資源の魅力向上」の中で、説明にもあった「コト体験」。今の産業観光の話もありましたが、「コト体験」あるいは体験型の観光資源の魅力向上というところに注目すべきではないかと思えます。

例えば福岡市では、「旧市街プロジェクト」という取組みを、市と商工会議所が一緒になってやろうとしています。旧市街に櫛田神社がありまして、ものすごく古いお寺もあって、また、博多座という劇場があって、さらには伝統工芸館、町家ふるさと館など、伝統文化とか伝統工芸に触れることが出来る施設があります。

商工会議所では、これらの施設に加えて、昨年11月から経済界と一緒に、伝統芸能館といたしまして、博多券番の芸妓さんの踊りやお座敷遊び、博多独楽などの伝統芸能を体験することができる施設も作りました。

こうした取組みの課題として、先ほど紹介したような観光関連の施設が、点在していて、それぞれがバラバラに取組みを進めている部分がありますので、例えば着物の着付け体験や、人力車で周るとか、点在する観光資源を面として繋いで、周遊ルートを作って、伝統芸能や伝統文化を体験できる地域を作るという取組みが必要でないのかと思えます。

もう一点、受入環境の充実の取組みの中で、キャッシュレス対応というのが県の施策でも挙げられていまして、市町村とか観光施設等の「等」の中に入ると思いますが、現在、商店街や地域を面として、丸ごとキャッシュレス化しようという取組みが、北九州市や福岡市でモデル的に始まっていると聞いております。

人口が減少し、人手不足の中、商店街が衰退せず生き残っていくには、生産性向上を図ることが必要です。そのためにもキャッシュレス化ということは非常に重要です。交流人口を取り込んでいくには、商店街そのものがキャッシュレス化するという取組みが不可欠だと思っております。こうしたことから、市町村と一緒に、商店街を支援していくという観点も必要だと思えます。

最後になりますが、他自治体の事例にあって、福岡県の施策に無いものとして、国際会議、大型 MICE の誘致という取組みが挙げられます。今後、欧米豪からの誘客を図るのであれば、政令市が主に進めているとは思いますが、既に取り組んでいる市町村と連携して、誘致施策を展開していく。MICE で来る欧米豪の方は初来日が多いと聞いておりますので、今後リピーター化できるという観点もあります。福岡市もウォーターフロント地区の再開発を進めようとしておりますし、そういった観点から、大型 MICE の誘致も県の観点として加えるといいのではないかと感じました。

(神野委員長)

ありがとうございました。県施策の役割とは、観光産業振興のための土台づくり、インフラ整備にあると思えますが、今のお話は、産業構造の変化を踏まえて考えると、ソフト面でのインフラも必要になってくるというご意見だったかと思えます。

最初のご指摘は、観光とはそもそも体験を買うことでもありますが、そうした体験型観光ができるスポットが色々な場所に点在しているが、それを指揮者のようにアレンジすると言いましょか、コーディネートしていくのが公共部門の役割で、点として存在する観光資源を結び付けながら、ストーリーを作っていくことが必要になってくるといご意見でした。

次にキャッシュレス。これも、観光産業の振興を進める上で重要なインフラになるというご指摘でした。

最後に、これまで県がやっていない取組みということで、東京や京都などでは競争にもなっていますが、MICE、国際会議についても福岡が何らかの形で戦略をとるべきだといご意見でした。この点についても、何らかの形で福岡の特色を取り込むような形になるような気もします。

いずれのご意見も、ソフト面でのインフラ整備を進めてはどうかという、大切なご意見だったと思います。他にいかがですか。

(委員)

今のご意見にもありました、体験プログラムの話です。県内には 60 市町村ありまして、それぞれの市町村が、色々と悪戦苦闘しつつも、様々な体験プログラム開発を進めております。

例えば大牟田市では、「刀」を使った体験や「女子旅」というように、県内には様々な取組みがございますが、残念ながら、それが十分に広がっていかないと言いますか、情報が掴みにくいという課題がございます。

そうした課題に対応するため、観光連盟の今年度の取組みとして、県内の体験プログラムを一覧で見られるようにして、連盟のホームページを見れば、一目でわかるような形、仕組みが出来ないかということを検討しております。

先程の MICE の話は、福岡市や北九州市が既に頑張っており取り組んでいますので、県として、なかなか踏み込めていない部分もあるのかなと思います。

(神野委員長)

ありがとうございます。これも先程の話に関わりますが、県と市の役割というところで、市町村でも体験型観光の開発を進めるところが出てきているようですので、県の役割は、それをうまくコーディネートすることかと思いました。今のご意見等について、事務局からコメントはありますか。

(事務局 神代)

最初に「コト体験」についてです。県でも、市町村が進める体験プログラムの開発について、支援を実施しております。一方で、私たちが把握しているもの以外に、行政が関わっていない、民間ベースで盛り上がってきている観光資源もあります。そうした観光資源については、むしろ地元の方々がよく知っているかと思ひます。

次にキャッシュレスについて、面で整備を進めるというご意見もいただきました。

キャッシュレス化の推進に当たっては、行政が支援できる部分と民間ベースで進めることが望ましい部分との線引きということもあるかと思しますので、行政として出来る取組みが何かということの研究しつつ、必要な施策を実施することが必要だと思えます。

MICE について、県内では福岡市、北九州市、久留米市が誘致に力を入れてきております。これまで県では MICE の取組みを実施していないこともあり、今回の資料で必要な施策として示しませんでした。他県の施策には、参考になる取組みもございます。引き続き、本検討会議の中でも、MICE 誘致における県の役割については、ご議論いただければと思っています。

また、繰り返しになりますが、先ほど申し上げた「コト体験」「体験プログラム」についても、市町村への意見聴取の中で、しっかりと把握してまいりたいと思えます。

(神野委員長)

他に意見などございますか。

(委員)

いつも思うことですが、多言語対応や Wi-Fi の整備など、観光客受け入れのためのパーツとなる事業ももちろん大事です。だけれども、Wi-Fi 環境やバリアフリー化が完全に整備されていることをもって、観光客が来るというものではない。

結局のところは、本当にそこに行ってみたいというような魅力的な観光地になっているかどうか。そうした魅力的な観光地づくりというものは、決まった形があるわけではなく千差万別で、その地域がもともと持っている歴史や文化などの要素を創造的にコーディネートして、本当に素晴らしい、行ってみたいと思われる場所を作ることだと思えます。この作業が実に難しい。

こうした観光地づくりの取組みを進めるためには、推進する組織が必要。それは基礎自治体単位か、広域的な基礎自治体の集まりか、それ位の規模感なのかなと思えます。

推進組織としては、まず各地域の観光協会があります。観光協会は、一応基礎自治体単位で各地に存在しています。また、広域的な観光協会や、県単位の組織も、例えばツーリズム大分などがあります。

そうした色々な組織がありますが、例えば地域の観光協会が、先ほど言った観光地づくりのコーディネーターとしての役割を十分に果たしているかというのと、もっと努力してもらいたいと思う観光協会はたくさんあって、そこを改善していかないといけない。

そのためにまず何が必要かというのと、将来のビジョンを描いて、人を引っ張ってまとめていくリーダーの存在。先ほど申し上げた地域の単位で、中核となる人材の確保が必要だということがまず第一で、その先に、冒頭で申し上げたパーツとなる事業が色々出てくる。

また、パーツとなる事業はすべての観光地に一律に当てはまるものでもなくて、む

やみに投資すればいいというものでもない。逆にお金をかけないで、自然のまま、ワイルドな方がむしろ魅力的だっていう観光地もたくさんある。それぞれの地域の個性や魅力を、地域のリーダーや住民と一緒に考えて、作り上げていくことが重要だと思います。

私もそうですが、観光振興のための施策を考えるときに、どうしてもパーツとなる事業を色々と書き連ねてしまいましたが、今申し上げたことを考えると、資料4で一番最後に記載されているDMO、推進体制組織づくりというものが、まず冒頭にあるべきだと思います。この組織づくりがしっかり進むことで、他のすべての施策に繋がってきます。

例えば北九州だったらモノづくりの魅力。これは決定的に他地域で真似できない魅力で、この魅力をどのように活用したら、世界中の人々が、北九州に行ってみたくと思うような観光地に出来るかということを考えていかなければいけない。そこには、あらゆる知恵とビジョンと努力が必要。この資料では、そうした体制づくりの観点が少し弱いように見受けられまして、場合によっては誤解されるのではないかという気もしますが、いかがでしょうか。

(神野委員長)

事務局から何かコメントはありますか。

(事務局 高原)

「観光地を磨き上げて、魅力的な観光地として売っていく」ことを実現するためには、資源の磨き上げを担っていく人材が一番重要だというご意見でした。

国も同じ考えを持っており、DMO設立を推進しています。また、本県においても、地域のDMOあるいはDMOに準ずるような観光協会をどう育てていくかということで、30年度新規事業として、DMO化支援に取り組んでおりますし、体制強化の観点が、今後の観光振興においても最も重要な部分だという認識は持っています。

次に、今後、県内の観光地どのように魅力的なものにしていくかという点についてです。福岡県に単純に当てはめられるかというものではありませんが、神奈川県事例で、神奈川県内の主要な観光地である鎌倉、箱根、横浜に次ぐ、新たな観光の核を創出するという取組みがございます。具体的には候補地として3地域、「城ヶ島・三崎」、「大山」、「大磯」を選定し、事業計画を策定させ、観光地として育てていこうというものです。県内どこもかしこもということではなく、核となる候補地を選定し、重点的に支援するという取組みは、福岡県で同じことが本当にできるかという点は検討が必要ですが、魅力的な観光地づくりを進めるための総合的な対策として、モデルとなる施策ではないかという思いもあり、紹介させていただきました。

一方で、現実には、我々も考えてもみなかったような地域が、観光地として人気が出るという現象も起きております。例えば筑紫野市のフルーツ狩りや、北九州市の河内藤園、宮地嶽神社などがございます。

私どもといたしましても、そうした事例を、単に偶然起こったものとして整理する

のではなく、一つひとつの事例を分析し、逆にこちらが仕掛けをして、先ほど紹介したような観光地を作っていくという取組みも、考えないといけないと思っております。

県観光連盟でも、観光地の掘り起こしに取り組んでいただいておりますので、引き続きこうした取組みを継続していきたいと考えております。

(神野委員長)

ありがとうございました。

観光地として評価する際の観点には、治安など含めた地域の総合力が一つあるかと思えます。その「総合力」という観点と、「魅力」については、世界でたった一つ、その地域にしかない独自性。魅力ある観光地にはその両方が必要で、特に魅力については、先ほどの話を踏まえると、行政が人工的に芽を作ろうというのではなく、その地域から、自然に芽生えてきた魅力というものが非常に強いということかと思えます。

ご意見をいただいた各委員の話を踏まえると、そういった個別の観光地をコーディネートする県の役割は重要で、「組織化する」と言いますか、例えるなら、オーケストラの指揮者が、それぞれ独自の音を出している各楽器、各パートの音色を、不協和音が出ないように調整しているような役割ということになるかと思えます。

様々な個性を持つ地域が、それぞれ独自にストーリーを作って観光地づくりに取り組んでいますが、それを「福岡県」というレベルで俯瞰して、芽が出てきたところは伸ばしていくと。その芽についても、人工的に芽を作ろうということではなく、独自に芽が出てきたところ引き上げる。さらに、それぞれの芽を、不協和音が出ないような形で組織化する。

この役割の中には、民間と公共部門とのグレーゾーンという部分も含まれるかと思えますが、そこも含めて県でコーディネートするということが重要かと思えます。

(委員)

北九州の事例ばかりで恐縮ですが、北九州市では人口減少対策の一環として、交流人口を増やそうと取り組んでおります。先ほど、商工会議所の産業観光推進の取組みを紹介しましたが、行政でも観光の取組みを進めています。北九州市では、行政と商工会議所の観光部局が、同じ建物の同じ部屋で一緒に仕事するようになっています。また、私は市のコンベンション協会の理事長もしておりますが、もともと別組織だったコンベンション協会と観光協会を一つに統合して、これも同じビルに同居するようしております。その同じ部屋の中で、職員が互いに情報を交換し、例えば産業観光の案内資料を共同で作成するというのもしております。また、そこに旅行業者が推進組織のメンバーとして加わり、一つのことに共同で取り組むという、官民の垣根を取り払った体制で、観光の取組みを進めています。

(神野委員長)

ありがとうございます。ドイツでは、コミュニティ (=gemeinde) が地域をまとめて



観光に取り組む、例えば村の役場で観光客を受け入れて、周遊ルートを案内するなど  
の事例がありますが、そういった組織づくりということについては、地域、地元から生  
まれてくる組織をどう作るかということと、複数の組織をうまくコーディネートする  
組織をどう作るかという2つの検討課題があるかと思います。

他に意見はありますか。冒頭の委員意見でありましたが、観光産業振興のための土  
台づくり、インフラ整備等については、市町村と県との協力関係が必要だと思いま  
す。そうした観点も踏まえて、市町村の現状の政策と、将来何をしようと考えてい  
るのかなど、事務局で調査していただきたいと思います。

では最後に、本日欠席の委員からの意見があるということですので、事務局から報  
告をお願いします。

(事務局 神代)

この議題に関して、本日欠席の千委員から預かっております意見書を読み上げさせ  
ていただきます。

「資料中の『今後取り組むことが期待される施策の概要』に大体のことは挙げられ  
ていますが、県レベルの取り組みに、

- ①県内の周遊滞在型観光の促進
- ②インバウンドの増加に対応できる受け入れ態勢の整備

特に②についてですが、市町村レベルの観光事業者の中には外国人観光客の受け入  
れに慣れていない方も多いのが現状です。インバウンドに関する情報提供や研修会開  
催などの支援が考えられます。」

こういった意見をいただいております。以上でございます。

(神野委員長)

この意見について、事務局のほうからコメントはありますか。

(事務局 神代)

この意見につきましては、意見を踏まえて、引き続き施策を検討させていただき  
たいと思っております。

### **(3) 議題3 観光振興財源確保策の比較検討について**

#### **1) 事務局説明**

(神野委員長)

それでは、次の議題3「観光振興財源の比較検討」について、事務局から説明をお  
願いします。

(事務局 神代)

それでは資料5をお願いします。本資料は、第1回検討会議で参考資料5として配布したものに、一部ページの追加と、若干の修正を加えたものでございます。

3ページをお願いします。地方自治体の収入の種類を示しております。都道府県の財源としては、地方税や地方交付税、分担金、負担金、地方債など、ページ左の表に記載している収入がございます。観光振興のための財源については、このうち、ページ右表の赤枠で囲った自主財源の中で検討することとなります。用途が特定されていない一般財源としましては、地方税の普通税、用途が特定されている財源としては、地方税の目的税のほか、使用料、手数料、分担金、負担金、寄附金などがございます。

4ページをお願いします。地方自治体の各自主財源について、内容を示しています。

まず地方税です。自治体の経費に充てるために賦課・徴収するもので、特定の費用のために課する目的税と、用途を限定しない普通税とがあります。法定外税として、自治体が特殊事情を勘案して、国の同意を得て独自に設けることが出来る税もございます。主な事例として、東京都・大阪府の宿泊税、沖縄県渡嘉敷村の入域行為に対して課し、環境美化等に活用されている環境協力税などがあります。

分担金・負担金は、特定の事業において、特に利益を受ける者から受益の範囲において徴収するものです。事例としては、土地改良事業によって利益を受ける耕作者や土地所有者から、事業に係る費用の一部を負担させる土地改良事業分担金などがあります。

使用料は、県の施設や財産の使用者から、使用に対する反対給付として、施設等に必要経費を賄う範囲で徴収するものです。

手数料は、特定の者に提供する役務に対し、その費用を補うため、または報償として徴収するもので、例えば証明書の発行手数料などがございます。事務経費と役務提供に伴う特定の者への利益等を踏まえて料金などが設定されています。

寄附金は、自治体の経費に充てるため、金銭や特定の財産の給付などを受けるもので、代表的なものとしてはふるさと納税（寄附金）がございます。

5ページをお願いします。地方自治体の自主財源を、収入の規模感、安定性・継続性、受益と負担の観点から比較検討していただくための表です。地方税の普通税については、対象者の設定の仕方によって、規模を確保することが可能で、安定性・継続性もございます。受益者は広く設定することができ、負担を広く求めることが可能となっています。

地方税の目的税については、普通税と同様、対象者の設定の仕方によって、規模を確保することが可能で、安定性もあります。目的にもよりますが、継続性もあります。受益者は、目的の範囲内で広く設定することができ、負担を求めることが可能となっています。

分担金・負担金については、特定の事業等で利益を受ける人からの徴収になるため、規模は限定的です。特定事業に係る取り決め等に基づくため、安定性はありますが、継続的な確保は困難であると考えています。また、受益者を特定し、その受益の範囲内で負担を求める必要があります。

使用料については、県の施設・財産の利用者からの徴収となるため、規模は限定的です。安定的・継続的な確保は可能です。受益者でもあります利用者・利用者を特定し、定められた負担を求める必要がございます。

手数料については、県が提供する役務の対価として徴収するため、規模は限定的となっております。安定的・継続的な確保は可能です。受益者となる行政サービス等の受け手を特定し、定められた負担を求める必要がございます。

寄附金については、対象者を広く設定できるので、規模の確保は可能です。一方で、あくまで善意や協力に基づくため、安定性はなく、継続性も不透明です。受益者が必ずしも負担する必要はないので、受益者を特定する必要もございません。

6 ページをお願いします。受益と負担の関係から、観光振興の財源として検討し得る財源確保策として、地方税と寄附金について、他の自治体の事例を紹介しております。

まず地方税についてです。東京都は「国際都市・東京」の魅力を高めるとともに、観光振興施策に要する費用に充てるため、平成 14 年 10 月に、法定外目的税として宿泊税を導入しております。納税義務者はホテル又は旅館の宿泊者で、修学旅行生やビジネス客に配慮をし、10,000 円の免税点を設け、100 円と 200 円の 2 段階の税率設定で、30 年度は約 25 億円の税収を見込んでおります。民泊については、10,000 円以上となるケースが少ないこと、適正課税のための調査コストが大きいことから、現時点では対象としておりません。

大阪府は、国際都市を目指し、都市の魅力向上と、観光振興施策に要する費用に充てるため、平成 29 年 1 月に、法定外目的税として宿泊税を導入しております。納税義務者はホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊の宿泊者で、10 月からは民泊への宿泊者も対象としております。東京都と同様、10,000 円の免税点を設け、100~300 円の 3 段階の税率設定で、30 年度は約 8 億円の税収を見込んでおります。しかし、昨日 28 日、大阪府で有識者会議が開催され、ホテル・旅館の平均宿泊単価が価格競争により値下がりしており、調査の結果、約 7,000 円であったことから、免税点を 7,000 円に引き下げるとの答申が出されております。新聞報道ではありますが、答申に沿った改正が行われると、税収が 11 億円程度増加し、20 億円になると見込まれております。

京都市は、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光振興施策に要する費用に充てるため、本年 10 月から、法定外目的税として宿泊税を導入予定となっております。納税義務者はホテル、旅館、簡易宿所、民泊への宿泊者で、観光客の増加に伴う交通渋滞対策など、喫緊の対応が求められていたことなどから、免税点を設けずに、200 円、500 円、1,000 円の 3 段階の税率設定で、平年度ベースで約 46 億円の税収を見込んでおります。

金沢市は、市の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した観光振興施策に要する費用に充てるため、来年 4 月から、法定外目的税として宿泊税を導入予定となっております。京都市に近い内容ですが、簡易な制度設計を求める声を踏まえ、200 円と 500 円の 2 段階の税率設定で、約 7 億円の税収を見込んでいます。

入湯税は、温泉利用客に対して課される法定市町村税で、標準税率 150 円のところ、

20 円から 250 円の税率を、各市町村が状況に応じて設定できることとなっております。別府市は、新たな観光振興施策の財源とするために、これまでの 50 円から 250 円までの税率設定を改正し、来年の 4 月から、最大 500 円の税率区分を設ける予定となっております。改正に伴う税収は、約 1.5 億円を見込んでいます。

最後になりますが、太宰府市は、歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、「環境にやさしい歴史と文化とみどりの街」を創造するため、平成 15 年 5 月に、法定外普通税として環境税を導入しております。納税義務者は、市内の有料駐車場利用者で、車の大きさ等に合わせた税率設定で、通常の乗用車だと 100 円となっております。用途は、観光産業の振興、環境の保全とまちづくりに活用されています。

7 ページをお願いします。寄附金についてまとめています。山梨県・静岡県の富士山保全協力金は、臨時公衆トイレの設置など、富士山の環境保全と、安全誘導員や救護所の設置など、登山者の安全対策を図るために、昭和 26 年に導入されています。当初は法定外税や使用料等により、強制的に徴収することも検討されたそうですが、様々な登山ルートがあり、全ての登山者の補足が困難であったことなどから、任意の協力金となったということです。子どもなどを除いて、基本は一人 1,000 円をお願いしており、約 1.5 億円の収入となっております。

別府市のクラウドファンディングは、温泉と遊園地を融合させたアミューズメント施設構想の実現のために、平成 29 年にネット上でファンドを募って資金調達を行ったものです。話題性も高く、2 ヶ月間で 3,400 万円を集めております。

ふるさと納税は、ふるさとや地方団体の様々な取組みを応援する仕組みとして、平成 20 年度の税制改正で創設されております。

8 ページをお願いします。表は、地方税の各税目について、法の規定、用途の区分で整理したものです。

法定税は、地方税法上、「地方団体が課するものとする」と規定されている税目です。荒廃森林再生等の経費に充てるため、平成 20 年に導入した本県の森林環境税については、法定税の個人県民税の超過課税として徴収しています。

法定任意税は、「課することができる」税目です。赤線で囲ってありますのが法定外税で、自治体が特殊事情を勘案して、国の同意を経て、独自に設けることが出来るとされているものです。

都道府県の法定外普通税の事例としては、原発立地道県が、核燃料の挿入に対して課税する核燃料税などがございます。

市町村の法定外普通税の事例としては先に説明した大宰府市の例などがございます。

都道府県の法定外目的税としては、東京都や大阪府の宿泊税、本県でも導入し、産廃の抑制やリサイクルの促進等の費用に活用している産業廃棄物税などがございます。

市町村の法定外目的税も、先ほど説明した、京都市、金沢市の宿泊税や、4 ページで紹介しました沖縄県の渡嘉敷村で導入された、環境美化を目的とした環境協力税などがございます。

説明は以上です。

## 2) 質疑等

(神野委員長)

ありがとうございました。全国の自治体で実施している独自課税を含めた財源問題について、外観と言いますか、地方財政の収入面についてのおおよその見取り図ということで、観光振興の財源確保検討の参考として、説明いただきました。

この議題について、意見などがあればお願いします。

(委員)

大阪府の宿泊税について、納税義務者として簡易宿所や民泊への宿泊者が含まれていますが、免税点が10,000円となっており、実際に徴税の対象とはならないのではないのでしょうか。

(神野委員長)

この点については、府の有識者会議で議論が行われ、免税点を引き下げるという答申も出ています。

(事務局 神代)

29年1月に導入された税ですので、短期間での改正になっています。ホテル等の宿泊単価が下がっている状況がある中で、実態を踏まえた免税点としてはどうかという議論があり、免税点を10,000円から7,000円に引き下げよう、有識者会議からの答申が昨日出されたということです。

(委員)

免税点を7,000円に引き下げた場合、簡易宿所や民泊は徴税対象に入るのでしょうか。

(事務局 高原)

一応、対象施設としては民泊を含めるということですが、免税点を引き下げたとしても、実際には、ほとんどの民泊が徴税対象にはならないだろうと思われま

(神野委員長)

一方で、大阪府の試算では、免税店の引き下げにより、税収が現在の8億円／年から11億円増えて20億円／年になるということなので、かなり課税のすそ野は広がるだろうと思います。ただし、有識者会議の答申ということですので、実際に引き下げるかどうかはまだ決まっていないということのようです。

他にいかがでしょうか。例えば事務局から、検討の方向性や比較検討の際の基本的な考え方など、何か示せるものはありますか。

どのような観光振興施策を講じるか、第1回の会議と先ほどの議題2で議論をしましたが、議論の中で示された施策を講じる場合に、不足する財源をどのような形で埋めていくかということが、財源検討の際の基本的な考え方かと思いますが。

(事務局 神代)

議題2でお示しした施策をどのように実現させていくか、また、要する費用がいくら位になるかという点は、現時点で検討はしておりませんが、施策を何らか講じる場合、1年やって終わりということではなく、一定の期間、例えば3年、5年という期間で実施することになろうかと思っております。そして、一定期間施策を実施した後に、取組みの評価等を行い、次の5年を見据えた施策を再検討するということになるかと思っております。そういった意味で、安定性・継続性は財源の要件として必要なものではないかと思っております。

次に、規模についてですが、議題2で紹介した他県の事例で、1事業に数千万かかるようなものがあつたことを考えますと、一定の規模が必要ではないかと考えております。

受益と負担については、委員の皆様から広く意見を賜りたく思っておりますが、観光振興の施策により受益する者がいる場合に、どのような負担のあり方が適切なのかということなど、ご議論いただければと思っております。

(委員)

県内の宿泊業界の現況ということですが、福岡市内の宿泊業者が同市の当局と議論しているという話を耳にします。資料に京都市と金沢市の事例がありますが、福岡市においても、観光振興財源の検討が進められているようです。県内には他にも北九州市や久留米市など、大きな市がありますが、宿泊業者としては、市と県の双方で検討が進むという今の状況に、やや困惑しているというところです。

(神野委員長)

道府県レベルではなく、市町村レベルでも課税の動きがあることに戸惑っているということですね。他に意見はありますか。

(委員)

財源の調達という観点から言うと、税が原則だということは一つあるだろうと思います。分担金・負担金は、個別事業との関係で受益を特定した上で、各主体の負担を算定するという作業が必要になります。個別事業ごとの受益者の特定や、受益範囲の設定ということになると、実際の施策との関係性というのはまた別の話になりますが、技術的に難しい面が出てくると思います。

(神野委員長)

分担金・負担金ということですが、負担金の場合、一般的又は個別に損害を与えているという状況があって、その損害を各主体から負担金を徴収し、施策を講じることにより埋めているという性質のものになります。分担金は、その公共サービスの利益の範囲に応じてという原則がありまして、受益者ごとに利益の規模を確定させる作業が非常に難しいという課題があります。

こうしたことから、地方税のように、受益と負担の関係で、“一般的に利益がある” “一般報償である” という性質の財源の方が、設定しやすいという話だと思います。他に意見はございますか。施策との関係という観点で見た場合にはどうでしょうか。

(委員)

地方自治体の財源は、ほとんど税金に頼っているようですが、違う方法で資金調達するやり方は本当にありえないのか。例えば、観光促進のため、受益している団体に一定の負担を求めるような策は出来ないのでしょうか。

観光振興のための財源をすべて税金に頼るということだと、心情として、観光がイヤになるような気がします。

(神野委員長)

受益する団体に一定の負担を求めるやり方は、強制的でなければ、成立し得るかもしれません。資料で示されたものと、寄附金のような形かと思います。富士山の寄附金が、最初は税として検討されたが、最終的に寄附金となったように、任意で財源確保できる策があれば、それでも可能性としてあり得ると思います。

(委員)

例えば「城を見る」という行為一つとっても、入館料を取る場合と取らない場合とがあります。それは、受益者の受益の規模を考えたときに、お金を払ってでも見る価値があれば、高い料金であっても払うし、そうでないものは、無料にしてでも見に来て欲しいということだと思います。若しくは、無料にはするが、お土産など、他の手段で利益を上げるようなやり方もあります。

そのようなやり方もあるのに、常に税として一定額を徴収される、観光産業が盛り上がってきていて、日本の重要な産業の一つにしようという機運が高まっている中、結局、税金を増やして財源確保することでは、観光振興を進めることは出来ないというような考え方は、何か寂しく感じます。

(神野委員長)

強制的に負担を求める場合、資料に挙がっている中では、税以外だと、分担金にするか、負担金にするかということかだと思います。もちろん、使用料や手数料もありますが、これらは強制的といっても、例えば体育館使用料のように、体育館を使用するか否かという自由は働くが、「ある行為を行ったときに負担を求める」という考えを

取るのであれば、税、分担金、負担金の3つになるかと思えます。

(委員)

行政の資金を増やすために観光を利用しているという気がして、あまりいい気がしない。せっかくこれだけ観光が盛り上がっていて、観光王国という話も出ている中、税しか取り得る方法がないのかという気がします。

(事務局 高原)

委員ご指摘の点について、第1回検討会議でも触れましたが、現在の県の歳入や、様々な制約を踏まえると、例えば保健医療介護や、他の産業分野でも行政需要がありますので、観光関連予算だけを急激に増やすことは難しい状況があります。

それでも、県内観光に関して、今のタイミングで観光産業に携わる人を増やし、受入環境を整えることで、他の産業分野とは異なって、何か県の状況が大きく変わるのではないか、今このタイミングで、お金をかけて施策を充実させるべきではないか、そう思いまして、新たな財源確保策を検討する必要があると考えております。

(委員)

例えば観光立国として、観光で安定して稼げる体制が構築されるまでとか、有期限の制度にするような検討は出来ないのでしょうか。一旦税として導入してしまうと、今後状況が変わったとしても、制度がいつまでも残り続けるのではないかという懸念があります。

(神野委員長)

独自課税の場合には、3年や5年という時限を付けて立法している事例は数多くあるので、有期限ということは可能だと思えます。

(事務局 神代)

先ほど事例として挙げました、東京都の宿泊税や大宰府市の環境税については、期限が設定されており、期限が来ると、実績をレビューした上で、今後どうするかという議論を行い、必要性が認められれば期限を再設定するという手続きが取られています。

(委員)

そうした色々な不安材料についてしっかり議論しておかないと、観光を伸ばそうという機運に水を差すようなことになるのではないかと危惧しております。

(神野委員長)

税というと、負担の側面ばかりが強調されがちですが、ヨーロッパでは、地方税は住民がお互いに負担し合う税、国税は政府が国民に負担させる税という考え方が確立



しています。

地方税はもともと、キリスト教の教会税から始まっています。住民は教会税を納め、集まったお金で地域の共同事業として、病院を建てて医療事業を実施したり、教育事業を実施したりしていました。例えるなら、地域社会を1つのマンションと見立てた場合の、マンションの共同管理費のような形で、税金を集め、運用していました。

商工会議所の事業費も、会員からの負担金により賄っていると思います。これは、商工会議所の会員が協力し合って、皆で事業を進めていこうという基本認識のもと、事業が実施されていると思います。観光振興についても、受益者がそれぞれお金を出し合って、観光振興のための施策を講じるという共通認識があれば、水を差すということにはならないのではないのでしょうか。

(委員)

商工会議所であれば、会議所が役に立たない、実施している取組みに納得がいけない場合は抜けることも出来ますが、税となるとそうはいかない。納得がいかななくても、払わなければならないのが税だと思います。製造業では、日本の環境や税制に不満がある事業者が、海外に拠点を移すという現象が起きていますが、観光でも、同様の事態が起こりうるのではないのでしょうか。

(神野委員長)

それはまさに、今後議論しなければならないポイントの一つだと思います。

仮に税を導入するとした場合に、県内の観光産業全体にどのような影響を与えることが想定されるか。その影響として、メリットがデメリットを上回っていないと、税を導入する意味がありませんので、その点はしっかり議論しないといけないと思います。

(委員)

地方税に不満があり、制度から外れたい場合、住居（拠点）を他県等に移さなければなりません。そうした動きが増えることで、県内の観光産業がむしろ衰退しないようにしないといけない。

(神野委員長)

そこは仰るとおりですし、しっかり議論しなければならない点だと思います。

(委員)

資料5は、「観光振興財源確保策の検討」ということで、財源確保があたかも前提となっているように感じます。新たな財源を確保して観光振興に投資することについて、事業者に話を聞きましたが、現在、インバウンドが増え、観光消費が増え、関連業者の売上も伸びているという状況があります。それによって、そもそも税収は伸びているのではないか。そうであれば、その増収分で施策を講じることをまず考えるべ

きではないか。それでも不足するという時に、はじめて新たな財源確保策を考えると、いうことにすべきではないかという意見でした。今の税収は一般財源ということで、限界はあるかもしれないが、そうした意見があるということは認識しておくべきだと思います。

また、地域間競争の真っ只中にある観光分野で、税の導入による競争力の低下が起こらないかという観点での議論も必要ではないかと思います。

(神野委員長)

地方税と国税の違いということでは、地方は「国境を管理しない政府」で、国は「国境を管理する政府」であることが一つ大きな違いです。このため、国では基本的には「他に逃げられない」という条件の下、課税することが可能です。ただし近年、ボーダーレス化、グローバル化が進み、海外に資本逃避するようなケースも増えているので、先ほどの条件が崩れつつありますが。

そうした資本流出が起こらないようにという点は、先ほどから申していますが、この検討会議で議論しないといけないポイントの一つだと思います。

また、逆のケースというものも存在しまして、税が高いということは、公共サービスが充実している証拠でもあるので、むしろ企業が進出てくる場合もあり得ると思います。

例えばスウェーデンでは、所得の低い人は、税負担が低いということが、医療環境や教育環境が充実していないことの裏返しでもあるので、税負担が低い地域に住まないそうです。

公共サービスは言わば空気のようなものですが、税負担が低いにも関わらず、公共サービスが充実しており、治安もいい地域というのは世界中探してもまず存在しません。今後の議論の中で、税のそうした性格と、観光振興を図るという点を比較考慮していかなければならないと思います。

(委員)

九州観光推進機構は、年間の事業費が約5億円で、そのうち2/3を九州7県からの負担金で賄っています。そして、残りの1/3が民間企業の負担です。5億円の1/3なので、会員企業の負担も決して少額ではなく、退会する企業も数多くいます。そうした企業の引止めや、新規会員の獲得を行いつつ、観光関連事業に取り組む、という仕事をしていて思うのは、やっぱり観光の取組みを進めるためには、それなりのお金が必要だということです。機構の会員は、機構に対して観光振興をいっそう進める事業の実施や、海外の博覧会への出展などを期待しておりまして、どうしてもその期待に応えるための事業、財源が必要です。

その財源を、どのようにしたら安定的に工面できるかということについていつも考えます。まず地方自治体の負担額は、九州地方知事会で金額等を決めていますので、安定的に確保できる財源だと言えます。一方で、民間企業の中には、機構の取組みが自社にどのように役立っているのかということを考えて、じゃあ退会しようという結論を出す

企業が、毎年必ず出てきていまして、必ずしも安定して確保できるとは限りません。

事業を実施するためにお金が必要ということは間違いない事実ですが、いつもそれをどう確保したものかと、関連団体が常に頭を悩ませているということをご理解いただきたいというのがまず一点目の意見です。

それから、地方税だと、制度開始をきっかけに、福岡県から逃げられる、拠点を移されるという話もありましたが、他自治体で既に導入事例もあるので、導入してもいいのではないかと考えています。

(神野委員長)

他に意見はございますか。

(委員)

色々意見がある中で、宿泊税というものについて真剣に考えないといけないと思っているところですが、導入については、如何に公平に徴税する形を採ることが出来るか、また、その結果として、どのように税を負担した方々にお返しできるかということを考えないといけないと思っています。

制度の内容は、東京、大阪、金沢、京都と、先行自治体においても様々で、免税点がある自治体もあれば、免税点を設けない自治体もあるようです。負担を求めることを検討するにあたり、集めた財源をどのように使うかをしっかり議論し、県民又は税負担者にどのように発信していくかが重要だと思います。

(委員)

集めた財源の使い道についての議論は、今後の検討会議で行われるという認識でよろしいか。財源確保策と合わせて、集めた財源をどのように使うかという点は、とても重要な検討事項だと思いますが。

(神野委員長)

委員のご発言のとおり、今後詰めていくことになると思います。

目的税として導入する場合に、これまで検討を進めてきた施策のうち、新たな税収を充当してでも実施すべき施策は何になるかという議論を行い、バランスの取れた形にしないといけないとは思っております。もちろん、普通税として導入するケースも、可能性としてはございます。

先ほどの議論でも申し上げましたが、観光は企業立地の分野などと同じく、地域の総合力が評価される分野であって、治安の良さや道路の整備状況、公共サービスなどすべてが総合力として評価する際の評価項目になり得ます。目的税となった場合は、それに加えて、観光振興という目的に合致する施策は何かという観点で、用途を限定するような検討作業が必要になってくるかと思っています。

(委員)

どうも考え方が単調なように感じます。例えば民間企業が新規事業を行う場合は、他の経費を縮減して資金を捻出する、もしくは借金をして、新規事業に投資を行い、事業が軌道に乗り始めたところで、事業収益により投資額を回収するというのが一般的な成功モデルです。逆に、その事業が失敗した場合は、企業がつぶれるということかと思えます。福岡県において現在、観光分野が特に期待できる産業分野であるから、投資をして新たな施策を実施していくという話であるなら、まずは他分野の財源からお金を引っ張って、資金を捻出することが出来ないかを検討しておかないと、外部から意見が出たときにもたないのではないかと思います。

また、今の機運に乗って、観光関連産業に新規参入する事業者、新たにホテルを建設しようとする事業者などは、間違いなく、自分たちでどうにかお金を工面して、新規参入、ホテル建設をしようとしています。本当はそういう意気込みがないと、失敗しても懐が痛まない、初めから戻り道が確保されているような姿勢で取り組むというのは、まずいのではないかと思います。

(神野委員長)

そういう意味では、これは民間ではなく公共の取り組みですので、住民全体、県民全体が皆、この取組みが必要だと思うかどうか。そうした必要性を理解してもらえるかによって決まってくると思います。

他に意見はございますか。事務局からは何かありますか。

(事務局 神代)

欠席している千委員の意見を紹介させていただきます。「受益者負担とする『出国税』の導入が予定されている。地方自治体においては観光客からの徴収による観光振興のあるべき姿は何か、また徴収権のある福岡市との関係も明確にする必要があると思います。」

(神野委員長)

承りました。それでは他に意見がなければ、このテーマはまだ議論の入口ですので、議題2の施策についても、今回の財源についても、今後さらに構えて、議論を進めていくということになりますので、本日の議論を踏まえて、次回以降、もう少し的を絞れるような資料を事務局で準備してもらい、今後の議論をしていければと思います。

#### (4) 議題4「その他」

(神野委員長)

それでは、議題4の「その他」に移ります。事務局から何か連絡事項があれば願

いします。

(事務局 神代)

議題2で委員からご意見をいただきました、市町村の取組み等の把握という点につきましては、財源確保策を講じることが、県全体で本当に必要かどうかといった観点も含めて、委員長に内容をお諮りしながら、市町村に書面でもって意見照会を行いまして、第3回検討会議において、資料として提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(神野委員長)

ありがとうございました。それでは本日、委員の皆様からいただいたご意見、議論の内容を踏まえながら、事務局とも相談して、次回以降、本検討会議として考えを深めていけるような議論をするための資料を準備して、検討会議を今後も進めてまいりたいと思っております。

本日は議事にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

(事務局 高原)

神野委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、大変熱心にご議論をいただき、ありがとうございました。

本県観光の更なる振興に向けまして、委員の皆様からのご指摘・ご意見を踏まえ、今後、事務局の方でも更なる検討を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き、ご指導をよろしくお願いいたします。

先ほど申し上げた市町村の照会の仕方ですが、事務局で考えているポイントを簡単に申し上げます。

- ・ 市町村が現在、どのような事業を取組んでいるかという現状の把握
- ・ 市町村が今後、どのような観光振興施策を実施しようとしているか
- ・ 県に対してどのような役割、又は支援を求めているのか
- ・ 本検討会議を通じて、県が観光振興財源確保策の検討を進めていることについて、市町村がどのような考えを持っているか

4点目の財源の質問については、福岡市の動きも報じられている中での問いということになるかと思いますが、まずは今申し上げたポイントに沿って、60市町村に文書照会することを考えておりますが、何かご意見があればお聞かせください。よろしいでしょうか。

それでは、第3回検討会議は、11月の開催を予定しております。

今回、ご欠席された委員もいらっしゃいますので、日程調整は引き続きしっかりや

ってまいります。

先ほどのアンケートは、取りまとめが済んだ段階で、第3回会議の前になるかとは思いますが、委員の皆様には結果をお知らせできるよう、準備を進めてまいりたいと思います。

以上で、本日の会議は閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。